

ニワホーム株式会社行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年3月1日～平成33年2月28日
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成31年 3月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成31年 3月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布
- 平成31年 3月～ 育児・介護休業等に関する規則を現法の内容に改定する。